

(参考2)

食品安全委員会専門調査会運営規程(抄)等について

食品安全委員会専門調査会運営規程(抄)
(平成15年7月9日内閣府食品安全委員会決定)

第1条 食品安全委員会の専門調査会の設置、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置く。

- 一 (省略)
 - 二 リスクコミュニケーション専門調査会
 - 三 (省略)
- 2～5 (省略)

(専門調査会の所掌)

第3条 (省略)

2 リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する。

3～4 (省略)

第4条～第6条 (省略)

リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項

(平成15年9月11日内閣府食品安全委員会決定)

食品安全委員会専門調査会運営規程第3条第2項において、「リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する」こととされている。

この規定に基づき、リスクコミュニケーション専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

個別テーマや海外及び国内他分野におけるリスクコミュニケーションの事例に関する意見交換会等の結果を踏まえた我が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題についての意見のとりまとめ